

総務省の政策評価に関する有識者会議事録

- 1 日時：平成21年5月27日（水）15:30～18:00
- 2 場所：総務省8階 第1特別会議室
- 3 有識者会議委員出席者：

森田 朗	（座長）	東京大学公共政策大学院法学政治学研究科教授
北大路信郷	（座長代理）	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
荒川 亨		(株)ACCESS代表取締役会長兼最高経営責任者
梅田 次郎		(株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー
小澤 浩子		赤羽消防団団本部分団長
柿本 善也		前奈良県知事
澤田 秀男		前横須賀市長
土井美和子		(株)東芝研究開発センター首席技監

【総務省出席者】

田中大臣官房総括審議官、竹澤大臣官房政策評価審議官、
松田大臣官房秘書課調査官、谷輪大臣官房総務課課長補佐、
若生大臣官房会計課長、福田大臣官房企画課課長補佐、
竹井大臣官房政策評価広報課長、山本大臣官房政策評価広報課企画官、
主要な政策を担当する課室長

- 4 議事次第
 - (1)平成21年度総務省の主要な政策に係る評価について
 - (2)総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況について
 - (3)その他

5 配布資料（PDF）

- 資料1 平成21年度主要な政策に係る評価書 記載項目
- 資料2 主要な政策に係る評価の方向性に関する資料（12政策）
- 資料3 主要な政策に係るロジック・モデル（12政策）
- 資料4 主要な政策に係る評価の実施について（一覧）
- 資料5 行政支出総点検会議について
- 資料6 平成21年度総務省行政支出総点検計画

6 議事録

【竹井政策評価広報課長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は総務省大臣官房政策評価広報課長の竹井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大臣官房総括審議官の田中からごあいさつを申し上げます。よろしくをお願いいたします。

【田中総括審議官】 田中でございます。

有識者会議の先生方には、総務省の政策評価につきまして、平素からご指導をちょうだいいたしておりますことをこの場を借りまして改めて厚く御礼申し上げたいと存じます。

ご承知のとおり、総務省は、行政運営の関係から地方の行政に関わるもの、ICT、消防等々、非常に幅広い分野を所管いたしております関係で、先生方にはそういう環境の中でご指導いただく上でいろいろな形のご無理をお願いしているということで、恐縮に存じております。

本日は、平成20年度にとり行われました総務省の主要な政策につきましてご評価をいただくということで、最終的には21年度の政策評価書として取りまとめをさせていただくためのご議論を賜りたいというものでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

それからもう1点、政府の無駄遣いの削減という観点から、政府として行政支出総点検会議というものを開催しておりまして、昨年末に取りまとめが行われております。その推進を各省が今取り組んで行っていくという段になっておりますけれども、当省で申し上げますと、官房長がヘッドでプロジェクトチームを作って取り組んでいるところでございます。そういった取り組みにつきましても当有識者会議にご報告しながら進めてまいりたいということで議題とさせていただきますので、あわせてご指導を賜ればと考えております。

今日は担当の主管課長が出席いたしておりますので、有意義な意見交換ができますことを大いに期待いたしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹井政策評価広報課長】 ありがとうございます。

なお、本日、山本委員、青木委員、村本委員は所用のためご欠席となっております。小澤委員は16時20分ごろ退席される予定でございます。

それでは、ここからは森田座長に進行をお願いしたいと思います。

森田座長、よろしくお願いいたします。

【森田座長】 皆様、こんにちは。

それでは、本題に早速入りたいと思います。本日の議題は、「平成21年度総務省の主要な政策に係る評価について」及び「総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況について」となっております。本日は盛りだくさんで長丁場でございますので、途中で少し休憩をとる予定でございます。

それでは、まず配付資料につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【竹井政策評価広報課長】 それでは、配付資料につきましてご説明いたします。

まず、資料1から4が議題(1)に係るもの、資料5は議題(1)と(2)の両方に係るもの、それから資料6は議題(2)に係るものとなっております。

資料1につきましては、今後、各政策ごとに取りまとめていく評価書の記載項目となっております。昨年度の構成と変更はございません。なお、ここで網かけになっております部分が次にご説明いたします資料2の記載項目となっております。

資料2は、今年度の評価書の骨子となるものでございまして、評価をこのように行いたいという方向性の段階のものとなっております。本日の会議でのご指摘を踏まえまして、今後、評価書を取りまとめていくこととしております。なお、資料2-1、2-2、3-3と、政策分野ごとの3種類に分けてございます。

資料3は、資料2にございます各政策のロジック・モデルを取りまとめたものでございます。資料2と同様に、政策分野ごとに3種類ございます。

資料4は、1枚紙でございますが、総務省の主要な政策を一覧にしたものでございます。「H21評価対象」欄が○となっております政策が、本年度評価書を作成する政策でございます。資料2、3はこれらの政策について作成しております。

資料5は、行政支出総点検会議に関する資料となっております。先ほどの開会のあいさつでもございましたように、今回の会議におきましては、内閣官房主催の行政支出総点検会議によりまず指摘事項への対応につきましてもご議論いただきたいと考えているところでございます。

資料5の1枚目をご覧くださいと思います。行政支出総点検会議とは、不適切な支出を徹底的に見直し、行政全般に対する国民の信頼回復を図るため、昨年、内閣官房長官のもとで開催された有識者の会議でございます。

2枚目をご覧くださいと思います。行政支出総点検会議指摘事項の抜粋でございます。この「6.

各府省における自律的な取組体制の確立」の中の（３）におきまして、下線部をご覧いただければと思うんですが、各府省は、自律的に無駄な行政支出の削減に取り組むためのプロジェクトチーム等の体制を構築すべきであり、当該プロジェクトチーム等の取り組みについて、既存の政策評価に関する会議を活用して、外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける機会を設けるべきであるとされております。本日の議題（２）につきましては、この指摘を受けて、委員の皆様からご意見をいただこうというものであります。

また、２枚目の裏のほうをご覧いただきたいと思います。「（４）その他」の２つ目の「・」で、下線を引いてあるところがございますが、各府省は、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取り組みを強化すべきであるとされております。本日の議題（１）であります政策評価に関しましても、引き続き、必要性、有効性、効率性等の観点から政策を評価し、社会経済情勢に応じた見直しを図っていくことが求められているところがございますので、各政策についてお気づきの点がございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

資料６は、平成２１年度総務省行政支出総点検計画でございます。詳細につきましては議題（２）に入りましたらご説明させていただきたいと思っております。

【森田座長】 ありがとうございます。

それでは早速、議題（１）に入りたいと思います。説明順は事務局にお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【竹井政策評価広報課長】 それでは、議題（１）の平成２１年度総務省の主要な政策に係る評価について、ご説明させていただきます。

本日の進め方といたしましては、できるだけ委員の皆様のご議論を深めていただきたいと思ひまして、議事次第にございますように、行政分野ごとに区切った形で進めさせていただきたいと思ひます。まず、私のほうから政策の概要を簡単にご説明し、その後、委員の皆様からご意見等を伺いたいと思ひしております。なお、本日は各政策の主管課長も出席しておりますので、忌憚のないご議論をお願いいたします。

それではまず、①の国民生活と安心・安全ということで、政策１７、一般戦災死没者追悼等の事業の推進、政策１８、恩給行政の推進、政策１９、公的統計の体系的な整備・提供、政策２０、消防防災体制の充実強化についてご説明申し上げます。説明に当たりまして、この部分につきましては資料２－１のほうをご覧いただきながらお聞きいただければと思ひます。時々ロジック・モデルのほうも場合によっては参照するという形で進めさせていただきたいと思ひます。

それではまず、資料２－１の１ページでございますが、政策１７、一般戦災死没者追悼等の事業の推進でございます。この政策につきましては、平成２０～２４年度の今期の基本計画で初めて評価を実施するものでございます。

基本目標といたしましては、ここにございますように、先の大戦における労苦等について国民の理解を深め後世に継承するため、追悼事業等の適正かつ円滑な推進を目標としているところでございます。

2ページの上のところに、指標の中で、全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数というのがございますけれども、これが平成18年は98名であったものが平成20年は79名という形になっております。指標としてはそのようなところになっています。

「課題と取組の方向性」といたしましては、3ページにございますように、追悼式等への参列者数の漸減傾向が見られるものの、戦災の実体験者が減少する中、一般戦災に対する意識が風化しないよう、今後とも諸施策を推進すべきということを今後の取り組みの方向性として掲げているものでございます。

それでは続きまして、政策の18のほうにまいりたいと思います。1枚おめくりいただきまして5ページでございます。恩給行政の推進でございます。これも、今期基本計画中初めて評価を実施するものでございます。

まず基本目標は、受給者の高齢化が進んでおりますことを踏まえ、より一層の受給者に対するサービスの向上を図るというものでございます。

これにつきましては、資料3-1でございますけれども、ロジック・モデルの2ページ目のところにございますように、下位レベルの施策としては、申請手続等の簡素化、負担の軽減、それから正確・迅速な請求処理、それから恩給相談対応の充実、この3本を下位レベルの施策として設定しているところでございます。

それから、先ほどの資料2-1に戻って、こちらの7ページ目をお開きいただきたいのですが、参考となる指標といたしまして、恩給相談者の満足度・納得度につきまして、平成20年度から把握を開始いたしましたところでございまして、ここにありますように、95%の者から「満足した」という回答を得ているところであります。

今後の取り組み方向でございますけれども、今後は平成22年4月を目途とする恩給業務の業務・システム最適化計画の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、懇切丁寧な相談対応のさらなる徹底や、恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じまして、受給者等に対するサービスの一層の向上を図ることとしております。

それでは引き続きまして、政策19、公的統計にまいりたいと思います。1枚おめくりいただきまして9ページでございますけれども、公的統計の体系的な整備・提供でございます。この政策につきましても、今期基本計画中初めて評価を実施するものでございまして、基本目標は、公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供の推進ということでございます。

ちょっと飛んで恐縮でございますが、14ページをお開きいただけますでしょうか。14ページに、参考指標といたしまして、統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況というものがご

ざいますが、ここが一番上のところで、経済センサスを創設するに当たりまして、これまで行っておりました事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査を廃止したということでございます。

それから、これもロジック・モデルのところにもちょっと変えたところがございます。先ほどの資料3-1のロジック・モデルの3ページ目でございますけれども、「公的統計の体系的な整備・提供」の中ほどでございますが、国民の側からの理解・協力が必要という先般の有識者会議の委員の皆様からのご指摘に基づきまして、ロジック・モデルに「国民の統計調査に対する理解・協力の浸透」というのを明記したところであります。

今後の取り組みといたしましては、今後は、平成19年5月に成立いたしました新統計法に基づきまして閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえ、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進するための検討を行うとしております。

もう一つ、最後でございますが、政策20、消防防災体制の充実強化のほうをご覧いただきたいと思っております。15ページでございます。まずこの基本目標といたしましては、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保するというところでございます。

これにつきまして下位レベルの施策ごとの指標の進捗状況等をご覧いただきたいのですが、まず16ページでございます。一番上に緊急消防援助隊の隊数というものがございまして、平成20年度末までに目標登録部隊数4,000隊ということだったのでございますが、20年4月1日現在で3,960隊ということで、着実に目標を達成しつつあるということでございます。それから、消防防災危機管理体制の強化につきましては、同じく、その下の消防団員数でございますが、ここにありますように、全消防団員数は18年度の90万7人から20年度には88万8,900人と年々減少傾向でございます。これは新任団員を上回る団員の退職によるものでございます。なお、昨年度の有識者会議でのご指摘を踏まえまして、女性消防団員数及び女性消防団員を採用している消防団の割合につきましても指標として設定しているところでございまして、その数値は年々増加しております。

続きまして、火災予防対策の積極的推進でございます。これは17ページをお開きいただきたいと思っております。指標といたしまして、上から3番目でございますが、住宅火災による死者数が、18年度は1,187人でございましたが、20年度は1,123人ということで、減少傾向にはございますものの、依然として1,000人を超えるという水準で推移しているところでございます。

最後に、地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化でございます。これにつきましては、22ページをお開きいただきたいと思っております。一番上に参考指標といたしまして、救急自動車による収容所要時間というものは、昨年度の有識者会議でのご指摘を踏まえて参考指標に追加したところでございます。20年度につきましては現在調査中でございますが、18年度は32分に対して19年度は33.4分と

増加しておりまして、こうした傾向に対応するため、第171回国会におきまして消防法の改正を行い、救急搬送・受入れに関する協議会の設置、救急搬送・受入れの実施基準の策定等を定めたところでございます。

それから、消防の政策20の「課題と取組の方向性」につきましては、23ページから24ページにそれぞれ先ほど申し上げました4つの下位レベルの施策ごとに書かれております。

まず大規模地震等に対する備えの強化につきましては、今後は緊急消防援助隊の増強、災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携強化、防災拠点となる公共施設等の耐震化などの推進ということになっております。

それから、②の消防防災・危機管理体制の強化につきましては、消防団の充実強化や消防の広域化など、国内の消防防災体制の充実とともに、国際情勢に対応した有事の際の国民保護体制や海外への支援体制の強化を図ることとしております。

それから、24ページをお開きいただきまして、③の火災予防対策等の積極的推進につきましては、住宅火災による死者数を半減するため、住宅用火災警報器の普及など、住宅防火対策の推進、また過去の事例を踏まえて、火災の検証や研究、対応策の検討など、建物の防火安全対策の推進ということでございます。

さらに④の地域防災力の強化等につきましては、先ほども申し上げましたが、今後は、常備消防、消防団、自主防災組織などの民間防災組織、民間企業などが連携協力し、地域防災力の向上を推進、また近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、住民への普及啓発、消防機関と医療機関の連携強化を推進といったこととなっております。

この部分については以上でございます。

【森田座長】 ありがとうございます。

今、事務局から説明がございました各政策の評価の方向性につきまして、ご質問、ご意見があれば伺いたいと思います。ご意見につきましては、各政策に共通の全般的なことでも構いませんし、また各政策の個別の事項についてでも結構ですので、どうぞ自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。ではどうぞ、小澤さん。

【小澤委員】 政策20に関して何点か申し上げます。

まず、消防団の数なんですが、消防団員数では総数のみ指標になっておりまして、下げどまったとはいえ、毎年、減少していく数字が記述されていくわけです。消防団の中には大変努力しておりまして充足率100%という団もございますので、総数も大切ですがけれども、充足率100%の消防団が全国の約2,300ある消防団の中でどれぐらいの数あるのかといったことも参考の指標とされたら励みになるかなと思いました。

それから、女性消防団員に関しましては、採用団を都道府県比較も載せてということは、大変いい、わかりやすいことだと思いますけれども、女性消防団員を採用している消防団は5割にならんとしておりますけれども、女性団員の総数はまだ全体の1.9%にしかありません。消防庁の大目標としては、消防団員を100万人にして、そのうち10%を女性消防団員で担ってもらおうというものがございますので、例えば、女性を採用していて、3%以上はその消防団の中で女性を確保しているといった消防団がもしあれば、その数字の推移も掲載していくことによって、300人も400人もいる消防団の中で、ようやく10人採用しましたというところと、もっと大勢の女性団員が活動しているところとございますので、それも参考の指標になるかなと思いました。

それから、出火件数の件で、これは質問なんですけど、放火に関する件数等は、指標として、かなり下位レベルのほうで放火防止対策の推進というのがロジック・モデルで出ておりますけれども、火災の原因の第1位は放火と伺っております。この放火の件数等は、毎年指標として出ているのでしょうか。それで、放火に関しては、ぼやであっても大変な犯罪なので、すべての数を公表すべきとは思いますが、例えば放火によって、ある一定面積以上の焼失面積がある火災とか、亡くなる方が出てしまったような重大なことに繋がった火災などは、はっきりと数値を出すべきかなと思っております。

それからもう一つ質問なんですけど、20ページにあります日本の防災技術の伝搬という一番最初の欄の19年度と20年度に記述がございます。両方、フォーラムを開催して日本のさまざまな技術を紹介したといった記述がありますが、これは消防庁が主催したフォーラムのみが載せられていると考えてよろしいでしょうか。最近、NHKのニュースで見たのですが、JICAがキルギスに行って、大変大きな地震でたくさんの方が亡くなった地に赴きまして、さまざまな日本の技術を当地の方たちに伝承しているという報道がありました。いろいろな分野で日本の大変高い防災に対する技術あるいは知識などを伝えていると思うんですが、参考としてそのようなものもどこかに紹介されれば、いろいろな分野で活動している方の励みになりますし、消防庁ではそれらをすべて把握されているのかどうかという2つ目の質問です。

最後に、これはちょっと気がついた点なんですけど、24ページの今後の課題の中の④の1行目に「消防団や自主防災組織、婦人防火クラブ」という記述がございます。今、「婦人防火クラブ」に関しましては、かなりの地域で「女性防火クラブ」ということで名前の変更が行われておりますが、これは「婦人」よりは現在ではすでに「女性防火クラブ」なのかな、あるいは何かの法律とか条例等で「婦人防火クラブ」という名前がまた残っているのかなと、これは質問というほど大きいものではありませんが、ちょっと疑問に感じました。

以上です。

【森田座長】 ありがとうございます。

それでは、消防庁のほうからお答えいただけますでしょうか。

【消防庁総務課長】 まず消防団員の数と、それから女性消防団員の数に関しまして、例えば消防団員の数の充足率が100%の消防団の数とか、あるいは女性の消防団員の数が3%以上の消防団の数とかを参考指標に入れたらどうかということでございますので、これは検討させていただきたいと思えます。

それから、出火の件数のうちの放火でございますか、放火の件数が何件であったとか、あるいは放火もしくは放火の疑い等に係る死者が何名であったとかという数字はございまして、しかもこれは公表いたしておりますので、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

他方で、今おっしゃいましたような放火であると、例えば何平米以上燃えたとか、何人亡くなったとかという詳細な分析までいたしているかどうかはちょっと確認してみないとわかりませんので、そちらのほうはちょっと預らせていただいて、できるかどうかについてちょっと考えさせていただければと思えます。

それから、海外の関係でございますが、これは総務省あるいは消防庁の政策評価ということでございましたので、そういう意味でこれが載っているということでございます。他方でJICAが行われているような事業のうち、消防庁が協力いたして、例えば職員を派遣しているとか、そのような事業を行っているものもございまして、その辺は、把握はもちろん可能でございますから、可能であれば、次の機会から記載させていただくようなこともちょっと考えさせていただきたいと思えます。

それから、「婦人防火クラブ」と「女性防火クラブ」の件は、確かにおっしゃるようないろいろな名前はございますので、ちょっと連合体もございまして、そちらともご相談しながら、記述については検討させていただきたいと思えます。法律等で決まっている訳ではございませんので。

【森田座長】 よろしいでしょうか。

【小澤委員】 わかりました。ありがとうございました。

【森田座長】 では、他にいかがでございますか。ではどうぞ、柿本委員。

【柿本委員】 ちょっと細かいことですが、資料2-1の11ページの2行目、総務省関係の統計ページのアクセス数なんですけど、目標値が6万2,000件で、実績が1,015万6,000件となっているのですが、えらく目標と実績が大きく離れているので、これが大変意味があるのかどうかというより、これでいいんでしょうかというのを含んでいるのですが、それが質問でございまして、このとおりであるとすれば、実際、どういう利用のされ方をしているのか、どのようにその点を判断されているのかということでございます。こういうことをちょっと申し上げたのは、統計のアクセスが順調に利用されるということは大変大切なことだと思うんですが、極端に言えば統計の使命だと思います。これに対して、まさにこの分析の視点にあるような「広く利用され、実効性があるものとなっているか」と

いう観点から、どう思っておられるのか。もし何かありましたら教えていただきたいという点でございます。

【森田座長】 では、お願いいたします。

【統計局総務課長】 統計局でございます。今ご指摘いただいた11ページの2つ目の欄でございますが、ご指摘いただいたとおり、この6万2,000件の目標値と20年度の実績値の厳密な意味での比較はできないものになっております。実は、目標値のほうは、e-Statといいます政府統計の総合窓口の中の総務省の所管統計ページのそれぞれの統計のトップページにアクセスされた件数ということで設定したわけですが、この20年度の実績値は、各統計のそれぞれの統計表のレベルまでアクセスされた件数をすべてカウントしたのようになっております。そういうことでかなり数が多くなっております。このe-Statという政府統計の総合窓口が20年度からスタートした関係で、直ちに厳密に比較できるデータがとれていないというのは大変申し訳ないんですけれども、実態上はかなり大きな利用はされていると私どもは感じております。ちなみに、その上のホームページのアクセス件数が19年度から20年度は少なくなっております、目標値よりも少なくなっておりますが、これは総務省統計局のほうのホームページのアクセス件数でございます、この少なくなった分はe-Statという政府統計の総合窓口のほうに逆にアクセスされていると私どもとしては考えております。

以上でございます。20年度からスタートしたものでございまして、ご指摘いただいたとおり、より広く利用されますように、これからも工夫をしてみたいと考えております。

【森田座長】 どうぞ。

【柿本委員】 実は私は、この項目は統計調査の公表について大変重要な項目だと思うんです。だから、要するにどういう利用のされ方をするのがまさに目標値を持つ意味のあるものなのかと。まだ始まったばかりですから、それはこの数字のことではなくて、どういう目標値を置いたらいいのか、まだ模索されていると思いますが、いろいろな方がいろいろなアクセスをされる場合に、できるだけその方々が手軽に利用されるようになるにはどういう目標値で見ていたらいいのかというのをご検討されたらと、もうご承知の上のことだと思いますが、ちょっと目標値もそういう意味では場合によって必要ならばお変えになってもいいのではないかと、今言われたディメンションを変える意味でですが、ちょっとそれだけ申し上げておきます。

【統計局総務課長】 ご指摘、ありがとうございます。ご指摘いただきました点、私どもとしても十分に検討してみたいと思います。

【森田座長】 では、梅田委員。

【梅田委員】 同じく統計で一つだけ確認させていただきたいんですが、12ページの一番上のところ。非常に大きなテーマがここに掲げられていて、統計制度の見直し推進状況と。分析の視点で「我

が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものになっているか」と書いてあるんですけども、非常にテーマが大きいのですが、今後、毎年どういう視点で分析をされていくのか、テーマが大きいただけに少しその辺をお話しいただけたらありがたいなと思うんですが。

【森田座長】 では、お願いいたします。

【統計企画管理官】 総務省の統計の制度のほうを担当しております政策統括管理室でございます。今ご指摘のように、18、19、20年の中で、19年から20年におきまして、統計の制度については非常に大きな変革を起こしましたというか、統計制度のベースになっている統計法をより視野の広いものに変えて、それで先ほど政策評価広報課長さんのほうからもご紹介がありましたその法律に基づいて、実はこの3月に統計整備の政府全体としての基本計画というのを閣議決定いたしました。それは今年度からのスタートでございますので、推進というのはこれからということなのですが、今ご指摘の点、これからどのように新しい制度の中で統計の評価をしていくのかという大きな部分につきましては、今申しました基本計画は非常に多岐にわたっておりまして、制度全体として重要な統計を、どういふものを重点的に整備していくか、あるいはその利用をどのように広げていくかといったことを含めて、統計の作成と利用の両面にわたって具体的な事項を盛り込んだものでございます。したがって、今後はそれを軸に、具体的に統計の制度的な面での整備あるいは利用というものがどのように広がって進んでいくかということをごきちんとして評価していきたいと考えております。

【森田座長】 よろしいですか。

他にいかがですか。では、澤田委員、お願いいたします。

【澤田委員】 内容に関する問題ではないですが、書き方の問題についてちょっと意見を申し上げたいんですが、いただいた資料は横長で、表がたくさんありますから、横長にせざるを得ない。したがって、文章の部分も、「課題と取組の方向性」等についてはかなり長文の文章があるのですが、それも横書きにしたほうが、編集する場合というか、綴る場合に統一がとれるのでやむを得ない、そのようにせざるを得ないと思うんですが、全部ゴシックで書いてあるので、特に「課題と取組の方向性」等については、大きい文字でゴシックで書いてあるので、目で見ただけで強過ぎるといいますか、大変読みにくいという感じを受けるんです。私は他の省庁の有識者会議にもかつて出たことがありまして、同じような資料が出て、第1部、章の見出し部分はゴシックでもいいけれども、中の文章は明朝にさせていただいたほうが全体的に頭にすっと入りやすいんじゃないかという意見を申し上げたんです。そのとき同席していた女性のエッセイストの人が直ちに「私も同感です」と言われまして、「私が書いたエッセイが新書判や文庫本でオールゴシックで書かれたら、とても読者は読んでくれないだろう」ということを言われまして、私もまさにそのとおりだと思うんですが、何か方針としてこのような書き方を統一的にやることになっているのかどうか。今日いただいた資料は全部ゴシックになっているものですから、特に縦長

であれば横書き1行も字数にしてはそうたくさんにならないんですが、このような横書きの場合には表現が文章になりますと大変長い文章になるものですから、この表の中でやるのはある程度いいのかなと思いますが、それでも表の中でたくさん書いてある部分についてはちょっと読みづらいかなという点がちょっと気になったものですから、どうなんでしょうか。その点、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいんですが。

【森田座長】 では、これはそちらの評価広報課長さんからお願いします。

【竹井政策評価広報課長】 書き方の問題でございます。先生は印象として今ゴシックですと強くなるということをおっしゃいました。まさに確かにそういう面もあって強調しているようなところもあるんですが、全部をそうしてしまうと意味がないというところもございます。おっしゃるとおりでございますので、ちょっとそこは先生の今のお話を踏まえて、変えるような方向で検討させていただきたいと思っております。

【澤田委員】 今の強くなるというのは、視覚的に、感覚的に強くなるという意味もあるんです。お役所の文書といえども、もうちょっとやわらかく書いても内容に変わりはないわけですから、できるだけ読みやすく工夫されたらどうかなと思います。それから、何行にも渡るような文章の場合は、小さい見出しをつけるといった工夫をしていただいて、できるだけ読みやすくされたほうがいいのではないかと思います。内部資料ということなのかもしれませんが、このままでは部外者の者はなかなか読みにくいのではないかと思いますので、一言申し上げました。

【森田座長】 では、次回からご配慮をお願いいたします。

【竹井政策評価広報課長】 はい。

【森田座長】 それでは、他にいかがでございましょうか。では、北大路委員、お願いいたします。

【北大路座長代理】 資料2-1の3ページ目、政策17の「課題と取組の方向性」というところですが、今回いただいている資料はこれからまとめられる評価書の6つの項目のうちの3つと理解しております。特に、政策の総合的な評価とか、評価結果、必要性、有効性、効率性といった部分はこれからおまとめになるということだと思っておりますが、この3ページの下から4行目あたりを拝読しますと、「追悼式等への参列者数の漸減傾向が見られるものの、全体としては着実な効果を上げている」とありまして、評価、特にポジティブな評価をお書きになっているように思われます。「課題と取組の方向性」という欄にこのような評価の記述が入ると、本来の「評価」の欄にはどのようなことが記載されるのかが気になります。これは完成すればわかるのでしようけれども、ちょっと今後のまとめ方に照らして疑問を呈させていただきます。

もう一つちょっと気になりましたのは、実際これはどうしてそういう着実な効果を上げていると認められるのか。これはおそらく評価という部分にお書きになるのかなと思っておりますが、今の段階で、も

し何か示唆していただけるのだったらありがたく思います。

それから、次の政策18に関連して幾つか質問です。まず5ページ目の最初の指標、年度末における請求未処理案件比率ですが、これは当初設定した去年の段階でおそらくご説明いただいたのかもしれませんが、この指標がなかなかわかりにくくて、もう一度復習させていただけないかなと思います。月間平均処理件数と最後に残った件数との比率をとるとというのがどういう意味があるのかがよくわかりません。全体の何%が未処理で残ったというのでしたらわかりやすいと思うんですが。

同じ政策ですが、7ページ目の指標の2つ目と3つ目の恩給相談者の満足度・納得度で、20年度の95%の把握の仕方、計り方を教えていただきたい。

それから、その後にあります「課題と取組の方向性」ですが、これもやはり上から5行目から始まる新しいフレーズ、「総務省としては、このような問題に対応するため」というところで、かなりポジティブな、「目標値を達成することができた」という文言があります。これも先ほどの政策でも申し上げたとおり、何となく課題を書いたようには見えないものですから、もしよかったらご説明ください。

さらに、同じ欄の下から3行目、「事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約する方向で検討を行う」とあります。何か効率が悪いといったことがおそらく評価の中には出てくるのかなと思うのですが、どうもその辺のことがこの資料からはよくわかりませんでした。もし説明会の回数を減らすとか、会場を減らすとか、そのような意味でおっしゃっているとすれば、当然サービスの低下ということもあり得るのかなと思ひまして、これが「取組の方向性」としてどうして出てくるのかなといったことをお教えください。

【森田座長】 それでは、お答えいただけますか。

【官房総務課管理室長】 それでは、まず3ページの先生のご指摘からお答えをさせていただきます。確かに、「課題と取組の方向性」ということから見て、書き方としてはもう少し工夫が要るのかなと思いますので、少しそこは検討しなければいけないと思います。特に、こういう戦没者の追悼式典が今8月15日と10月26日と2回、関係の方々もかなり高齢化もされていますので、そういう意味で、例えば今まではお子さんまでが対象だったわけですがけれども、もう少しお孫さんまでいいことにしようとか、現にそういった取り組みを行っておりますので、そういった取り組みの方向も書くようなことで、また検討してみたいと思っております。

それから、なかなか「着実な効果」という、ここもちょっと先走ってしまって、評価みたいなことも書いてはおりますけれども、私どもとしてもここでいろいろ、例えば戦災の展示会をやってきました、何とか大体1週間ぐらいの展示会をやっているわけですがけれども、毎回1,000人ぐらいは入場者も確保できておりますし、アンケートも、大体アンケートを書いてくださる方は肯定的なことを書いてくださるものではありますけれども、「非常に有意義であった」とか、そういったお答えもいただいております。

すので、そういう意味では効果を上げていていると考えているところでございます。書きぶりについては、またこちらのほうで考えてみたいと思っております。

【人事・恩給局総務課長】 人事・恩給局です。

政策18についてですけれども、指標の設定の中で、年度末における請求未処理案件比率ということで設定しています。これも要は、いろいろ受給者の方から申請が上がってくる。特に、軍人で行かれたご本人が亡くなって、それで奥様が遺族となる。そうすると本人に対する恩給から遺族に対する恩給ということに変わるんですけれども、その処理を迅速にやらないといけないということで、それでいろいろ指標のとり方はあると思いますが、年度末時点で大体1カ月に処理する件数に対して年度末でどれぐらいたまっているかというのを、一つどれぐらい迅速にできているかということで設定しているということです。とり方はいろいろあると思います。例えば、年間全体を通して処理時間が平均どれぐらいかかったかとか、いろいろなとり方はあると思いますが、請求の中身もいろいろ難しいものもあり、一つの目安としてこういうものをとっているということで、その適切性については、ちょっと我が方でも随時考えていきたいと思っております。

それから、恩給相談者の満足度ですけれども、これは20年度から掲げております。恩給の相談にいらっしゃる方は、大体電話で問い合わせに来る方が圧倒的なんですけれども、私どもの恩給の庁舎の大部分は新宿の若松町のほうにありまして、実はこちらの窓口に直接いらっしゃる方もおられまして、この方々に対してアンケートを実施しております。「わかりやすかったですか」とか「解決できましたか」とか、そういうアンケートをとっております。人数からすると非常に少なく、年間で百六十数人なんですけれども、その方々のアンケートの結果から「おおむねよろしかった」という回答を95%の方からいただいているということでございます。

「課題と取組の方向性」の中で、電話相談の混雑率の低下というところですが、実は19年度における混雑率が非常に高く、何で19年度は高かったかという、年金の問題がいろいろ起こりまして、それに関連してといいますか、それを聞いて心配になった恩給の受給者の方から「私の恩給はちゃんとしているんだろうか、大丈夫だろうか」という問い合わせが非常に多かったということで、電話がつながりにくい状況が生じまして、それを早く解決しないとイケないということで20年度は一生懸命やったんですが、その成果というか、ここまできちんとやりましたという気持ちがついつい出たところがあるんですけれども、課題の設定とその評価をどのようにきちんと書き分けるかということで、そこはご指摘等も踏まえて、また整理したいと思っております。

それから、事務効率化の観点で事務説明会の集約ということを書いておりますけれども、特に今まで効率が悪かったということではないんですが、いろいろ無駄ゼロの取り組み等々の中でどこかで事務効率化ができることはないかなと考えました。この恩給事務説明会というのは、全国の都道府県の担当者

にブロックごとに、毎年恩給については若干給付が上がったりとか、いろいろ制度の変更があるものですから、その説明会を実施しているんです。都道府県の事務担当者の方なので、それであれば説明する内容はどこのブロックで開くことも一応同じなので、例えば東京に皆さん集まっていたら一回でやるとか、そういうこともあり得るかなと。今まで、例えば九州であれば、どこかの県に集まってやっていたのを東京まで行くのかと、そういうご意見もひょっとしたらあるかもしれませんが、都道府県の方々のご意見等も踏まえて、集約できるようであれば集約したいと考えているということでございます。

【森田座長】 よろしいですか。

【北大路座長代理】 それでは、恩給相談者の満足度というのは、もし可能であれば、窓口にお見えになった恩給相談者を対象として測定していることをお書きになれば、全く問題がなくなるかと思えます。説明がないと25万人ほどの受給者全体の満足度と誤ってしまいますので、よろしくをお願いします。

【人事・恩給局総務課長】 わかりました。ありがとうございます。

【森田座長】 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。時間が来ておりますので、それでは次にまいりたいと思います。

では、次の政策の説明をお願いいたします。

【竹井政策評価広報課長】 それでは引き続きまして、②の行政改革・行政運営及び地方行財政ということで、政策2、適正な行政管理の実施、政策4、分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等、政策6、地方財源の確保と地方財政の健全化、政策7、分権型社会を担う地方税制度の構築について、ご説明いたします。資料2-2をご参照いただきながらお聞きいただければと思っております。

まず、1枚おめくりいただきまして1ページ目でございますが、この政策2につきましても、今期基本計画中初めて評価を実施するものでございます。基本目標といたしましては、1ページでございますように、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取り組み、また行政の透明性向上等のための行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を目標としているところでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして2ページでございます。指標等の進捗状況でございますが、一番上の定員合理化進捗率は、20年度の活動といたしまして21年度の定員査定を行いまして、16年度末定員に対しまして21年度末定員は10%以上の定員合理化を達成しております。一番右に103.3%とございます。

その下の定員純減につきましても、引き続きメリハリのある定員配置を実現しつつ、純減目標の達成に向けて取り組んでいくということにしております。

それから、今後の方向性等のところでございますけれども、5ページをお開きいただきたいと思います。

す。まず3つ目の「・」でございますけれども、行政手続法に基づく意見公募手続につきましては、おおむね行政手続法の原則に則って運営されているところでございますが、各府省に対し通知を発出し、引き続き制度の適正な運営に努めるよう注意喚起を行うということでございます。

それから、行政不服審査法につきましては、容認・棄却等の状況、処理期間については大きな変動はない。この部分は1枚お戻りいただきまして3ページのところで、行政不服審査制度の運用ということで、6カ月以内に申立てが処理された割合が国で63.0%という数字が出ております。再審査請求につきましては、裁決に至るまでの期間が1年を超えるものが約45%ということで、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済に結びついていると言えない面もございます。現在国会に提出中の改正法案で、不服申立ての種類の一元化・審理の一段階化、標準審理期間の設定等によりまして、簡易迅速に権利利益の救済を図ることとしているところでございます。

それから、その下、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の運用状況につきましては、不開示決定の判断が妥当でない情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の適切な管理のために必要とされる監査を実施していないものが見受けられるところでございますが、その状況は改善されつつあるというところでして、引き続き行政機関・独立行政法人等連絡会議におきまして両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行っていくということでございます。

続きまして政策4でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。これも今期基本計画で初めて評価を実施するものでございまして、基本目標はここにありますように、分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等ということでございます。

それで、下位レベルの施策と主な指標の状況ということでございますが、7ページの地方分権改革推進法等に基づく地方分権の推進の状況というところがございますように、内閣府に設置されました地方分権改革推進委員会におきまして、平成20年5月に第1次勧告、それから12月に第2次勧告が取りまとめられているところでございます。

それから、1ページおめくりいただきまして8ページでございますが、ここの2番目の合併後の市町村数ということでございます。上から2段目の一番右でございますが、市町村数は平成21年3月31日現在で1,777団体となりまして、市町村合併は相当進捗しているという状況でございます。また、平成19年度、20年度に市町村合併に関する研究会で平成の合併につきまして評価・検証・分析も行っているところでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。地方公共団体における集中改革プラン等の取組状況ということで、一番上の欄に数字が出ておりまして、公表状況といたしましては20年度100%となっているという数字もございます。情報公開条例等の制定、それから地方公営企業の中長期的な経営計画の策定、これは一番下に20年度87.4%となっておりますが、こういうものにつつまし

ては着実に進んでいるというところでございます。

それから、地方公務員制度につきましては、その次の13ページでございますけれども、地方公務員数の推移ということで、18年度299万8,402人が、20年度は289万9,378人ということで、抑制は進んでおります。給与水準につきましては、次の14ページでございますが、ラスパイレス指数ということで、5年連続で国家公務員の水準を下回るということでございます。

「課題と取組の方向性」でございますが、それは18ページをお開きいただきたいと思っております。地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。

それから、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援する他、今後も合併が必要とされる市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。

それと、地方公共団体における情報公開条例について、まだ制定に至っていない団体もあることから、導入を促進していく必要がある。また、今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚を持った総合行政主体の実現について、所要の検討を行う必要がある。

最後に、地方公務員制度に関して、今後も、地方公務員の適正な定員管理、給与の適正化に努めていただくよう、地方公共団体に対して一層の助言を行っていくということになっております。

続きまして、政策6、地方財源の確保と地方財政の健全化でございますが、19ページに基本目標を掲げてございます。地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進ということでございます。

それから、主な下位レベルの施策と参考指標の状況でございますが、引き続き19ページをご覧くださいのですが、極めて厳しい地方財政の現状や経済情勢を踏まえ、雇用創出推進費を創設するとともに、一般財源総額の確保を図り、引き続き生ずることとなった財源不足につきましては、地方財政計画の策定を通じまして適切な措置を講ずることとしたところでございます。

それから、指標ですが、2枚おめくりいただきまして22ページでございます。参考指標として、健全化判断比率の状況というものがございます。ここで、当該指標は、財政健全化法が平成20年4月から一部施行され、地方公共団体に対しまして財政指標の作成・公表が義務づけられたことに伴いまして、各地方公共団体の財政指標の状況を把握する指標として、平成20年度から新たに参考指標として設定したものでございます。自治財政局では、地方公共団体に対しまして、財政情報の作成・公表を支援するとともに、平成21年4月の本格的施行、健全化計画策定義務等に向けまして準備を行ってきたというところでございます。

その下の「課題と取組の方向性」でございますが、平成21年度以降につきましても、地方税財源の充実確保等を通じて地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進するというのが1

点。

地方交付税につきましては、引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図る。

さらに3点目といたしまして、財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の公表、報告徴収、健全化計画等の策定を支援することにより地方公共団体の財政の健全化を推進するというものでございます。

続きまして、政策7でございます。23ページでございますが、分権型社会を担う地方税制度の構築ということです。基本目標は、ここにありますように、分権型社会を担う地方税制度の構築のために、国と地方の税収比を1対1にすること、税源偏在を是正することなどを目指し、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施ということでございます。

下位レベルの施策と主な活動といたしまして、同じく23ページでございますが、下位レベルの施策は、毎年度の地方税制度の見直しと位置づけておりまして、21年度地方税制改正におきましては、この一番初めのところにあります個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、それから最後のところになりますが、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の時限的な税率軽減措置等ということでございます。

参考指標の状況でございますが、25ページをご覧くださいと思います。ここに地方税収の人口一人当たり税収額指数というものと、地方税収の推移というものがございます。この税収額指数で最大・最小を法人二税について見てみますと、平成18年度では6.1倍であったのが平成19年度では6.6倍ということになっています。20年度につきましてはまだちょっと調査中ということでございます。それから、地方税収の推移につきましては、法人二税は9.3兆円だったのが19年には9.8兆円と増えているところでございまして、18年度から19年度にかけては、企業収益の好調によります法人都道府県民税や法人事業税の急速な増加を背景に、地方間の税源の偏在が生じているということがございます。

「課題と取組の方向性」でございます。27ページをご覧くださいと思います。地方税は、地方公共団体が提供する国民生活に身近な行政サービスを賄うための財源でありますことから、地域間で大きなばらつきが生じることや、景気の変動によって大きく左右されるということは避ける必要がございます。このため、地域間の税収の偏りが最も小さい、地方の基幹税である地方消費税の充実を図るとともに、地方法人課税のあり方の見直しなどにより、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めるということ。また、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえ、税制抜本改革に向けた検討に着手するというところでございます。

説明は以上です。

【森田座長】 それでは、これらの政策につきまして、どうぞご発言をお願いいたします。どうでし

ようか。では、梅田委員。

【梅田委員】 確認といたしますか、これは全体の問題でもあるんですが、例えば9ページというか、市町村合併の評価書を書くのは今回が初めてということによろしいですか。

【竹井政策評価広報課長】 はい。

【梅田委員】 それで、指標等の進捗状況のところ、数字が挙がっているものと、例えば市町村合併を例にとると、先ほど私も統計のところで言いましたけれども、大きなテーマがそこに混在しているんです。それで、今後のまとめ方についての確認なんですけれども、指標等の進捗状況についてはこの程度の記載として、これに2つ種類があるわけですね。この項目の中に、指標がきちんと挙がっている、経年的な数字が出ているものと、そういうものが挙がっていないものとありますね。それで、例えば指標が挙がっているものの分析の視点はここに書いてありますが、質問としては、その結果というのは評価のところへ書かれるのでしょうかということと、それから、例えば市町村合併とか分権とか、いろいろ大きなテーマについての評価は、これも4のところへ書いていただけるという構成でいいんでしょうかというか、大変大きなテーマなので難しいとは思いますが、ちょっと質問と確認でございます。

【自治行政局行政課長】 自治行政局でございます。それぞれ分析の視点で、市町村合併自体がどの程度進捗しているかといった、かなり細かい視点と、大きく住民サービスの維持・向上が図られているかという、それぞれちょっと視点の中身が異なっておりますけれども、私どもとしては、それぞれの視点に沿いまして、最終的にも何らかの形で評価を取りまとめたいという形で考えております。

【森田座長】 よろしいですか。

【梅田委員】 もう一回確認ですが、指標等の進捗状況は、この書き方で終わるということですね。とどめるということで、最終的な形は、これは全体というか、共通の問題でもあると思いますが、ということと理解していいんですか。

【自治行政局行政課長】 指標となるものにつきましては、こちらは参考となる指標ということでございますので、この程度で、数字の出し方としてはこういうものしか出てこないということになると思います、方向性として。

【森田座長】 他にいかがでしょうか。それでは、澤田委員、お願いいたします。

【澤田委員】 これは全体に通じる問題なんだろうと思うんですけども、政策の書き方と政策の基本目標の書き方、それからそれを受けての極めて最上位のレベルの施策の表現、これが組織によって書き方が非常にまちまちなんです。やむを得ない面もあるかもしれないけれども、どうなんでしょうか。極めて具体的に、例えば税制のほうは、基本目標のほうに、国税と地方税の収入割合は最近までは通常国が60で地方が40、支出段階では逆に国が40で地方は60と、ねじれ構造になっていたもので、その差の部分は地方交付税や国庫支出金で賄うという、財政構造の自立性を損なう重大な問題があったわけで

すが、それを当面1：1、つまり50対50にするということを基本目標にするというように、具体的に書いてあります。そういう書き方がある一方で、政策と、政策の基本目標、それから最上位レベルの施策がほとんど同じ表現といった書き方もあるんです。例えば、自治行政局のほうは政策と基本目標とが大体同じような表現になっているので、基本目標はもうちょっと具体的に書けないのかなという気がします。書くのはひょっとすると難しいのかもしれませんが。その点はどうなのか、何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

それから、税制のほうは、先ほどのようにかなり具体的に書いてある。国税と地方税の比率の是正と、それから地方間、自治体間の格差の是正といったことを目標に掲げているということは非常にわかりやすいんですが、その点については情報通信分野でも同じように出てくる問題なんですけれども、それを基本的にどのようにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

それから、人件費については、総職員数がこの10年間で全体で35万人減っていますね。その減少率が約10.8%。かなり減っているわけです。それから、給与の適正化・是正ということでいろいろな措置がとられている。そういう職員数と給与の適正化ということと相まって、全体としてその効果というのは数量的に見てどのようになったかということが書いてあると、なおわかりやすいし、国民に対してなお強くアピールできるのではないかと思うんですが、そのような推計をしておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

【森田座長】 それでは、お答えいただけますか。

【自治行政局行政課長】 自治行政局でございます。まず、基本目標、政策の概要のところの書き方でございますけれども、ここにつきましては、自治行政局全体として、基本的な目標は、分権型社会に対応した地方制度、地方自治制度なり地方行政体制、要するに全体として分権型社会に対応した形で全体の地方自治体制を推進していくということが基本目標だと思います。具体的な政策の面でいろいろな切り口がございまして、地方分権を推進するためのいわゆる自治制度の面からさまざまな法改正、制度改正といったことも含めてやっていく側面。それから、現実に行政を運営しております、住民に一番身近な基礎自治体であります市町村の行政体制、これを分権型社会に対応した形で行財政基盤をきちんとしていくため、この間大変大きな課題として進めてまいりました市町村合併の推進というものが、もう一つの切り口として、大きなものとしてある。それからまた、これは市町村だけにとどまらず、都道府県も含めまして、できる限り少ない経費で、税金をできるだけ節約しながら最大の効果を上げていくといった形での地方における行政改革の推進といったものもございまして、また、行政を実施する公務員という面からいたしましても、先ほど給与・定員のお話もございましたが、そういった点も含めて、地方公務員制度という側面から切っていく。したがって、そういった意味で基本目標という分権型社会に対応した地方制度等の推進ということでもいろいろな切り口から政策を取り組んでいる。こういう考え

方でこの主要な施策の概要のところは捉えさせていただいているということでございます。

それから、個別のお話で、先ほど定員の削減のお話と、ラスパイレス指数のお話がございました。ラスパイレス指数につきましては、総量といいますよりは、その水準が国家公務員のレベルと比べていかがであるかという分析の視点をもちまして見ているものでございまして、一方では、この定員の部分というのは、絶対数そのものがここ10年ぐらい、先ほどの行革ということもありまして、抑制的なものに取り組んでいるということございまして、双方総合的に捉えてどうかということではなかなか指標としては難しゅうございます。もちろん人件費の割合がどうなっているかといったことはあると思えますけれども、単純にそれだけでいきますと、一方で歳出の全体の面も変わってきておりますので、そのあたりはまたちょっと私どもとしても研究させていただきたいと思えます。

【森田座長】 よろしいですか。

【澤田委員】 はい。

【森田座長】 他に。では、柿本委員、お願いいたします。

【柿本委員】 今の中で24ページの最後の欄の国民負担率の内訳の国際比較という項目についてと、最後の28ページから30ページに別紙がついているんですが、別紙はこういう形でお載せになるということでしょうかということをお聞きしたい。

もう一つ、これはなかなか現下の日本の情勢ではひょっとすると重要な数値になるので、総務省だけでどうこうという広報になるわけではないんですが、この別表をお載せになるとすると、この別表をもうちょっと一般の方がわかりやすい形に切りかえられないだろうか。お作りになっているのが財務省だろうと思えますから、簡単にいきませんでしょうけれども、社会保障負担率とかと書いてありまして、わかる人にはわかるんですが、わからない人にはわからないということに結果としてはなっているのではないかと。これはおそらくここでこういう項目を選んでいかれるということであれば、少なくともみんなにこの際現下の情勢を知ってもらおうという意図だろうと思うんです。そうすると、その意図に少しでも役立つような形に、一般の方で興味を持たれた方がこういうことかとわかるように、許される範囲でご努力いただいたほうがいいのではないかとおっしゃったので、ちょっと参考までに申し上げたいと思えます。

【森田座長】 何か。では、お願いいたします。

【自治税務局企画課長】 自治税務局でございます。これは、もともとの各国の比較のものが、年度が違ったりということで、昨年もこういう形で載せさせていただいたようなんですけれども、ご指摘のとおりだと思いますので、もう少しいつまでわかりやすい形にできないかということで、ちょっと努力させていただきたいと思えます。

【森田座長】 よろしいでしょうか。

【柿本委員】 はい、結構です。

【森田座長】 他にいかがですか。よろしいですか。

時間も押しておりますけれども、私も一言だけ言わせていただきます。

これは一般的にそうですけれども、こういう制度官庁の評価というのは非常に難しい気がいたしまして、評価手法の問題でもあろうかと思っておりますけれども、例えば今の自治行政局の部分にいたしましても、これからの地方公共団体のあり方として何がふさわしいかという課題に対して、合併の推進というのは一つの選択肢であろうかと思っております。けれども、それ自体の妥当性を評価するのか、しないのかということについては、ここでは評価をしていないわけです。そして次に、合併するとしてもどのような形で合併を推進するかということについては、自治行政局のほうでつくられる政策に関わることだと思っておりますけれども、これも法改正のことになりますと、ある意味では対象になっていないわけです。そしてそれを前提にして幾つ進めるかということが評価の対象になっています。実際問題として合併推進のためにいろいろご尽力されているわけですし、啓蒙活動その他をされているわけですが、実質的に合併するかどうかにつきましては、これはそれぞれの地方公共団体のご判断ということになりますと、ここで政策評価をして、評価ですから、よくやっている、頑張っているとか、まだまだ努力が足りないという話になりますが、何を対象にするかということについてももう少し整理しませんと、指標が挙がっていて、数字が出てきて、そうですかということになりかねません。その辺、もう一工夫要るのではないかというのが私の今の報告とご議論を伺ってもった印象です。言いつ放しにさせていただきますけれども、これはこちらの有識者会議のほうの課題でもあろうかと思っておりますけれども、評価担当のそちらのほうでもご検討いただければと思います。そういたしませんと、せっかく多大な努力をしてペーパーをつくられても、なかなかこれが実際の政策の改善に反映しにくいという気がいたします。

それでは、今のは余計なことを申し上げましたが、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

予定の時間よりも大分オーバーしておりますが、ほぼ開始してから1時間半ほどたちましたので、ここで5分休憩いたしますので、その間に入れ替えをしていただければと思います。

(休 憩)

【森田座長】 それでは、次の政策についてご説明をお願いいたします。ちょっと簡潔にお願いできますか。

【竹井政策評価広報課長】 わかりました。それでは、③の情報通信等についてご説明申し上げます。資料は2-3を参照していただければと思っております。

まず政策10でございますが、情報通信技術の研究開発・標準化の推進でございます。1ページをお

開きいただきたいと思います。基本目標は、ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、情報通信技術の研究開発・標準化の推進を図るというものでございます。

指標等でございますが、この下のほうにございますように、重点領域の研究開発、競争的資金制度による研究開発を推進しているということで、一番上でございますが、その論文数は1,150件、それから第三者による評価、専門家による評価で成果ありとされたものが99%ということで、おおむね目標は上回っているということでございます。それから、研究開発成果の国際標準化に向け、ITUやIETF等の国際機関への標準提案も積極的に推進しているという状況でございます。

それから、2ページ目の「課題と取組の方向性」でございますが、個別の研究開発につきましては、評価の結果等を踏まえまして、一定の目標を達成した課題は研究開発を終了するとともに、新しい政策課題に対応するための予算要求等へ反映する。

今後は、我が国の中期的な国際競争力の強化・維持に資する研究課題を重点的に推進するとともに、少子高齢化問題や安心・安全な社会の実現、地球環境問題など、早急に解決すべき社会問題を意識した研究開発施策を企画・立案することが重要であると認識しているということです。

引き続き外部評価を実施し、効率的な研究開発の推進に努めるとともに、国際標準化につきましては、他国との連携強化による標準化の推進を図るということでございまして、資料3-3の1ページ目でございますが、ロジック・モデルのほうで、「地球環境問題解決への貢献」ということで、有識者会議のご指摘を踏まえてロジック・モデルに記述しているところでございます。上から3つ目のセルの中の左下のところに書いてございます。

続きまして、政策12にまいります。ユビキタスネットワークの整備ということで、これは今期基本計画で初めて評価を実施するものでございます。基本目標といたしましては、この3ページにございますように、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現するため、情報通信基盤の整備、地上デジタル放送への移行等を推進ということでございます。

では、指標等でございますが、まずブロードバンド・ゼロ地域の解消、3ページの一番下のところでございますが、サービスエリアの世帯のカバー率を見ますと98.6%ということでございまして、条件不利地域の整備が課題となっております。

また、1ページおめくりいただきまして、4ページの一番下でございますが、地上デジタルテレビジョン放送受信機の世帯普及率ということでございますが、20年度で3,035万世帯、60.7%となっております。受信機の低廉化、関係者の努力により目標に近い水準まで普及は進みつつある状況でございますが、当初の目標は62%ということで、まだ下回っております。平成23年7月に向けて普及の加速が必要ということでございます。

なお、デジタル放送への移行推進に伴いまして、これまで行っておりました民放テレビ難視聴解消施

設整備事業、4ページが一番上のところに難視聴解消世帯数というのが出ておりまして、これに関連する事業でございますが、これについては一定の政策目的を達成したということで20年度で終了することといたしました。

それから、有識者会議のご指摘を踏まえまして、これもロジック・モデルのほうの資料3-3でございますが、2ページ目、地上デジタル放送の推進のところ、上から3つ目のところに「国民の理解・協力」のセルを追加しているということでございます。

続きまして、政策15、ICT分野における国際戦略の推進というところでございます。二国間・多国間の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調・貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じ、高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するというのが基本目標でございます。

指標の進捗状況等でございますが、9ページのところに、二国間での政策協議、国際機関における会議への参画状況等がございます。20年度のところに記載しているとおりでございます。そういうものを実施するとともに、我が国のICT分野における国際競争力の強化に向けて、セミナーやシンポジウムを実施しております。これは11ページのほうにございますが、11ページの一番上に、海外におけるセミナー・シンポジウムの実施状況ということで、20年度の記述をご覧いただければと思いますが、そういうものも実施しているということでございます。

それで、評価と課題の部分でございますが、いわゆる重点3分野、地上デジタル放送、次世代IPネットワーク、ワイヤレスにつきまして、我が国企業が積極的な海外展開を図れるよう、重点地域を指定して集中的な取り組みが必要ということでございます。

それから、同じく11ページの上から3つ目のセルでございますが、国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験につきましては、目標を上回り、一定程度の政策目的を達成したということで、平成20年度で終了することにしていただいております。

続きまして、政策16、郵政行政の推進でございます。こちら、13ページに基本目標がございまして、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化の実現を目指す。また、国際的な貢献を積極的に進め、利用者利便の向上を図るということでございます。

それから、指標等の進捗状況でございますが、1ページおめくりいただきまして14ページになりますけれども、民営化会社の適切な監督につきましては、日本郵政グループ会社への命令等、引き続き必要な措置を実施するというので、実施した措置について右側に記述しているところでございます。

それから、郵便・信書便分野の競争促進への取り組みの実施につきましては、もう1枚おめくりいただきまして16ページになりますけれども、上から2番目のセルでございますが、信書便事業者数とい

うことで、一番上でご覧いただきますと、平成18年で213であったのが20年度は283ということで、参入が着実に進んでいるということでございます。

それで、17ページ、「課題と取組の方向性」でございますが、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保、信書便事業への参入促進等に取り組むことにより、利用者利便の向上を図るというものでございます。

以上でございます。

【森田座長】 ありがとうございます。

それでは、以上の政策につきまして、ご発言をお願いいたします。はい、どうぞ。

【土井委員】 まず1ページ目なんですけれども、政策の概要のところに書いてありますように、今までより国際競争力を高めるということで、標準化も含めてということが書いてありますが、そういう観点から見ますと、この指標のところで今あるのが論文数。もちろん標準化というのが3番目に書いてあるんですが、課題当たり、例えば論文だけではなく特許も要求されておりますし、それが論文数だけで評価されているというのは少し違うような気がいたします。以前も申し上げたんですが、結構1課題当たり1件で、今実際には1課題当たり6件から7件出ているわけです。実際に研究開発をやると、かなり厳しく特許数と論文数と標準化と新聞発表等がフォローされてきて、そのフォローされる立場とここで評価されるのにはあまりにもギャップがあって、そういう意味では少し正規化というんですか、実際に1課題当たりにかけている金額などを使うとか、いろいろあるとは思いますが、そういうところも少し考えていただければと思いますというのが1点目です。

2点目は、5ページ、ユビキタスのところの映像国際放送の充実ということになります。ここに書いてあります指標は、昨年もあって見落としていたのかもしれませんが、ここに書かれているのは開始ということで、実際に20年度のところに書かれているのは開始。これですと、もうこれ以上何も評価をする必要がないんですが、実際には8ページのところに「強化に向けた取組を行う」と書いてありまして、もともとの目標は、放送したことに関してきちんと日本からの情報が届くということを目指していたはずなんです。だとすると、開始という目標値もおかしくて、きちんと情報が行き渡っているかということがわかるような目標値にすべきではないか。どのように計れるかというのはなかなか難しいかと思いますが、かなりの金額をかけて放送をやっているわけですので、ぜひそのあたりもお考えいただければと思います。

あと、時間がないので細かいところは飛んで、3点目は、よくわからないので教えていただきたいんですけど、14ページ目になります。日本郵政グループの監督の状況ということですが、企業的な観点でいうと、内部統制をどういう体制でやりなさい、そこからきちんとどういうものを上げてきなさいというところを整備すればいいような気がするのですが、そういう体制をつくるということが目標

値になって、それがきちんと目指した報告を上げてきているかどうかというところをやれば、監督がきちんとできるようになったということがわかるようになると思うんです。そのあたりが明らかになっていないような感触があります。ここに書いていただいているものだと、何かあるとき気がついたらやっていますというイメージになるので、そのあたりがもう少しわかるような目標値を考えていただけるとありがたいのかなと思います。

さらにもう1点、15ページのところのUPUに関してなんですけれども、ロジック・モデルでいきますと4ページ目ですか。このロジック・モデルを見ますと、人とお金を出してUPUの活動に貢献したら、我が国の政策を国際的会議等に反映すると、人とお金を出せば反映できると読めてしまって、人のほうはまだわかるんですけれども、お金を出せば反映できるというロジックはちょっと何かおかしいのかなと思えます。あと17ページに、UPUに国際協調を進めることで利用者の利便性が高まるということなんです、UPUで何をすれば利便性が高まるのかというのが今いただいている指標だけではわからないので、そのあたり、少しロジック・モデルをもう一度見直していただけると、今後の課題がよく反映できるようになるのではないかと思います。

以上です。

【森田座長】 ありがとうございます。

ちょっと一問一答方式では時間がかかると思いますので、関連してご質問の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、お答えいただけますか。

【情報通信国際戦略局技術政策課長】 それでは、まず最初に政策10の関係でございます。技術政策課長の見玉と申します。

土井委員のご指摘の件ですけれども、まず論文数につきましては、同様のご指摘を以前からいただいておりますので、21年度のほうの指標としましては、1課題当たり1件以上ということではなく、1件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合ということで前回整理をさせていただいております。したがって、21年度からはその論文についての指標が変わるということが1点。それからもう1点は、例えば予算の額に従って正規化した形で論文数を設けられないとか、あるいは特許の知財の関係でございますけれども、これは、多分研究開発の中身が、中には学術的なものから製品開発によるものまで相当幅広うございまして、そういったものが個々の研究開発の性質によって特許を取りにくいものなのか、あるいは全く逆で論文のほうにいくのかというのが多少違ってくると思います。そういう意味で、一律1件1件のものをそれで評価するのはなかなか厳しいのかなということで、従来はマクロな指標として今挙げているものにしておりますけれども、今のご指摘も踏まえまして、今度は22年度になるのですか、次のときの指標の見直しの際にもう一度改めて整理させていただければと思います。

政策10については以上でございます。

【森田座長】 続いてお願いいたします。

【情報流通行政局地上放送課長】 映像国際放送のところについては、その放送を開始したということだと、それだけでは今後の評価もなかなか難しいということでございましたので、ご指摘を踏まえまして、目標につきましては次回以降ご意見を反映した形で検討させていただきたいと思っております。

【森田座長】 では、続いてお願いいたします。

【情報流通行政局郵政行政部企画課長】 政策16の郵政行政の推進の関係でございます。郵政行政部の企画課長でございます。

3点ご指摘をいただいたと思うのですが、まず14ページの日本郵政グループ等の監督の状況云々というところございまして、ご指摘は非常にごもっともございまして、内部統制、企業統治といった観点での目標値の設定といった形になっておりませんで、漠とした形で書いておりましたが、実際、民営化される時点でどういった監督の状況が生ずるかということは十分に承知していなかったためにこういう目標値の立て方になっているということもございまして、具体的には、おっしゃるとおり、内部統制に起因するいろいろな事案の発生に対して、個別的に報告徴求とか監督上の命令を打ってきたということになります。ただ、具体的にはその監督上の命令の中身というのは、内部統制を見直して、しっかりしなさいといったことございまして、今後、目標値の設定におきましては、具体的な内部統制の確立の状況といったものを反映したような目標値の設定について検討させていただきたいと思っております。

それから、UPUの関係ですけれども、15ページです。ロジック・モデルに人的貢献、財政的貢献しか書いていないではないかという点は全くごもっともございまして、もちろん具体的な提案をUPU等の国際会議において我が国として提出して提案していき、そこで実現を図っていくということはもとよりございまして、この資料の16ページ等でも、実際に昨年に行われましたUPUの大会議でも環境関係の取り組みなどを中心とした提案を具体的にさせていただいております。そういったことも反映したようなロジック・モデルの表現に改めさせていただきたい、また目標値の考え方などについても正確性を追求していきたいと思っております。

ありがとうございました。

【森田座長】 よろしいでしょうか。

【土井委員】 一番最初の政策10に関しては、評価を厳しくしてくださいと申し上げているのではなくて、ちゃんと成果が出ているので、それがわかるようにしてくださいというお願いですので、よろしくお願いいたします。

【情報通信国際戦略局技術政策課長】 わかりました。趣旨を踏まえて検討させていただきます。あ

りがとうございます。

【森田座長】 他にいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上で一応今日予定しておりましたすべての政策についてご論議をいただいたこととなりますけれども、他に共通してつけ加えること等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何かありますでしょうか。

【竹井政策評価広報課長】 特にございません。

【森田座長】 それでは、他にないようでございましたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題（２）の総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況について、この議題に移りたいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

【官房会計課長】 行政支出総点検プロジェクトチームの事務局を担当しております会計課長の若生でございます。よろしく申し上げます。このプロジェクトチームの設置の趣旨あるいはこの会議にご報告する趣旨につきましては、冒頭に政策評価広報課長のほうからご説明があったと思いますので、私のほうからは、資料６に基づきまして、当該プロジェクトチームの取組状況について報告させていただきたいと思います。

まず、これまでの経緯でございますけれども、ちょっと資料にありませんけれども、このプロジェクトチームは今年の１月３０日に発足しております。その際に第１回の会議をあわせて開催しておりまして、メンバーとしては、官房長をヘッドにしまして、官房長を総括責任者、それから官房の各課長を副総括責任者、各部局の総括課長等を責任者ということで、全省を挙げて取り組む体制を整備したところでございます。その後、３月２７日に第２回の会議を開催しておりまして、その際に本日の資料であります総点検計画を決定しております。このプロジェクトチームの活動内容は、基本的にはこの総点検計画の中に網羅されておりますので、これに沿ってご説明したいと思います。

まず、１の項目、職員の意識改革ということでございます。行政の無駄がなかなかなくなる背景としまして、無駄削減に対する一人一人の職員の意識、インセンティブが乏しいということが指摘されているということがありまして、まずはその職員の意識の改革ということが掲げられているということでございます。

（１）の人事評価への反映ということですが、これは２１年度の後半から新たな人事評価制度が施行されるということで、能力評価・業績評価をきちんとやっていくということでありまして、その際にこの無駄の削減等の努力等についてきちんと評価をしていくということでございます。

それから、(2)の職員からの提言募集や研修等による意識の醸成ということですが、これは具体的な取り組みといたしましては、下のほうに①、②と掲げてございます。その①でございますが、総務省行政支出総点検チェックシートというものを全職員を対象にしまして配りまして、その意識等についてチェックを行うということをやっております。あわせてその際に提言・意見等についても求めるということにしております。

そのチェックシートですが、2枚ほどめくっていただきますと、横書きで別紙1で総点検チェックシートを掲げてございます。内容的には、当然のことを書いているところでありまして、それぞれの職員の意識を改善していただくということで掲げているということで、例えばコピー等について、両面コピーとか2アップコピーを励行してもらうとか、あるいはカラーコピーの抑制に努めてもらうとか、その際にコスト意識ということもありまして、例えばモノクロコピーであれば1枚2.5円のところがカラーコピーだと1枚15円かかりますよと、こういったことをきちんと意識してほしいということで掲げてございます。それから、中段のところでは、電子メールの活用とか、電子掲示板、電子決裁の励行等といったIT機器を活用した無駄の排除ということについてそれぞれ書いてございます。後ろのほうでは、いわゆる省エネ関係で、昼休みの消灯の徹底とか、そういったことが書いてございます。ここでも、例えば昼休みの1時間消灯すると課単位でこれぐらいの削減になるとか、少しコスト意識を持ってもらうようなことも掲げているということでございます。

資料の1ページに戻っていただきまして、1ページ目の一番下のところでございますが、②として、研修ということで、民間におけるコスト削減の手法等についての勉強会を8月ぐらいに開催したいということでございます。

続きまして2ページ目でございますが、行政支出総点検会議の指摘事項の着実な実施ということで、行政支出総点検会議の指摘事項の中で総務省関係に係るものは、ここにありますように4点ございます。公益法人への支出削減、委託調査費の削減、タクシー代の削減、それから政策の棚卸しによる支出の削減ということでございます。これはそれぞれ、例えば公益法人への支出削減でございますと、政府全体として18年度の支出ベースに対して3割以上の削減を図ることが言われております。総務省関係は、これを21年度予算に反映したものでいいますと、大体4割強、150億円ほどの削減ということで予算をセットしてございます。委託調査、それからタクシー代については、それぞれ20年度予算に比して25%の削減が全体の目標でございまして、総務省関係でいいますと、委託調査については35%、25億円の削減、タクシー代については30%、1億5,000万円ほどの削減を予算で盛り込んでございます。それから、政策の棚卸しの関係、これは特段数字的な目標はございませんけれども、総務省関係では40億円の支出の削減ということで、それぞれ予算に反映したところでございますけれども、執行段階でこれを着実に実施していくということでございます。

それから、3番目、行政コストの削減・業務の効率化の着実な実施ということでございます。これは従来より政府全体として行政の効率化をする取り組みということで行政効率化関係省庁連絡会議というものがあまして、ここの取り決めによりましてそれぞれ各省ごとに行政効率化計画というものを策定して推進してきているところでありまして、今回、それとタイアップしまして、少しそのバージョンアップをいたしまして、年度ごとの取組目標というものを設定して、その実績をきちんとフォローアップしていくということで、この効率化計画を着実に推進していくという体制を整えたということでございます。

資料は、先ほどのチェックシートのさらに次のページのところから、効率化推進計画取組目標ということで、20ページぐらい掲げてございます。内容はちょっと詳細にわたりますので省略いたしますけれども、公用車の効率化とか、公共調達の効率化、あるいはIT化による効率化、アウトソーシング、出張旅費の効率化、省エネ対策等々について、それぞれ項目ごとに目標を掲げて推進していくことにしたということでございます。

それから、資料の2ページに戻っていただきまして、4番目ですけれども、契約内容の的確な把握等についてということ。これは、無駄遣いが見過ごされている原因の一つということで、予算担当者が執行状況をうまく把握していないのではないかとのご指摘があるということがございまして、予算要求の担当者に契約内容とその執行の情報を的確に提供する体制を整えたということで、四半期ごとにこの契約の内容等についてきちんと整理して、その報告をするという形にしたということでございます。

それから、5番目に予算執行調査の拡充・強化ということでございます。これは、従来財務省の主計局のほうで、政府全体として50事業ぐらいい取り上げてこの執行調査というものをやっていたわけですが、今回、各省でも独自に執行調査をやるべしということで、総務省としても、ここにありますように、恒常的に多額の不用が生じているような科目について、取り上げて執行調査をすることにしております。今年度は職員旅費を取り上げて、今、調査を実施中ということでございます。

6番目に取組状況等の公表ということ。3ページ目にありますように、点検結果、執行調査の結果、予算要求への反映等について、一つの区切りとして8月にまとめて公表したいと思っております。この点検結果につきましては、今年はまだ目標の達成状況が出ていない段階でございますので、来年からということになりますけれども、ここで掲げたような事項についてきちんと整理して公表していきたいということでございます。それから、予算の反映については、12月の概算要求が固まった段階で公表したいということで考えてございます。

7番目は有識者による取組状況のチェックということでございます。これは、この会議も含めまして、総務省行政効率化推進会議あるいは総務省契約監視会等においても、こうした取り組みについてご報告して意見を聴取していきたいということでございます。

8番目に無駄削減の観点からの政策評価の取り組みの強化についてということです。これは、点検会議からのご指摘もありまして、無駄の削減に資するような政策評価の取り組みの強化ということをしていただいております。

9番目として、所管の独法等に対しても自律的な無駄削減の取り組みの要請を行っているということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【森田座長】 ありがとうございます。

それでは、今のご報告につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では、荒川委員のほうから。

【荒川委員】 一概に無駄、無駄ではないという判断は非常に難しいと思うんですけれども、どういう観点に立ってそれを区分けしていらっしゃるのかという大方針というのでしょうか、そのようなところを教えていただければと思うんです。要は、本来であれば必要であるからお金を使っているということになるのではないかなと思うんです。もちろん無駄は削減していただきたいと思うんですけれども、必要なものまでカットして、やるべきことができないということになったら、本末転倒ということになるわけで、果たして、外から見たときに無駄というのと、ほんとうに内部にいる人にとって必要だということが、マッチングがとれているんだろうかというところについて多少疑問があるものですから、そこについての観点というのを教えていただけるとわかりやすいかなと思うんですが。

【官房会計課長】 非常に難しいご質問なんですけれども、基本的に、ここでは政策そのものを取り上げて、こういう政策は要る、要らない、そういうのにお金を使うのが無駄かどうかという観点というよりも、執行面でもうちょっと効率的にやれるのではないかなとか、もうちょっと金額的にも安い金額で同じ仕事がやれるのではないかなとか、そういうところに無駄が生じていないかなとか、こういう観点が中心だと思います。総点検会議の指摘の中でも、それは、例えば公益法人に対する支出等についても、これは世の中の批判もあって、民間の同じようなところでやるのに対して、公益法人に対してそういう委託調査等を行った場合に少し高くなっているんじゃないかというご批判があって、あるいは契約内容等も一般競争入札にすればもう少し単価が下がるのではないかなとか、そういった視点が中心だと思っております。

【荒川委員】 では、公正かつ公平であり、さらに言えば、無駄というよりは効率化を図るところが主眼であると考えればよろしいのでしょうか。

【官房会計課長】 そうですね。無駄という言葉が非常にきつい言葉で、我々もなかなか、今までの仕事が無駄だったと言えるわけではないんですけれども、できるだけ効率的に、同じ効果を少ない投入で達成したい、そういう意味での無駄の排除ということだと思います。

【森田座長】 よろしいでしょうか。

それでは、澤田委員、お願いします。

【澤田委員】 今日いただいた資料を見るとモノクロになっていますけれども、濃い部分と薄い部分と、グラデーションを考えたわけではないでしょうかけれども、これは、原稿はカラーでつくってあるのをモノクロ印刷にしたせいでこうなっているんですか。それとも、最初からモノクロで、かつ工夫してこのような濃淡の差をつけるような結果にしたんですか。どちらですか。

【竹井政策評価広報課長】 今回の先生のご指摘は、資料1～4とか、そちらのほうの話でございましょうか。

【澤田委員】 これです。

【森田座長】 ロジック・モデルの。

【竹井政策評価広報課長】 ロジック・モデル。それはパワーポイントでつくっておりますので、もとはカラーでございませう。

【森田座長】 前回まではカラーの資料が配付されていたかと思いますが。

【澤田委員】 今日はモノクロになっていますが、これの大もとはカラーじゃなかったのかなと思っただけです。

【竹井政策評価広報課長】 おっしゃるとおりです。

【澤田委員】 先ほどカラーよりもモノクロにするとコストダウンになるというお話があったものだから、お聞きしたのです。

【官房会計課長】 ここは例えば部内の会議と部外とでは考え方は違うと思うんですけども、打ち合わせとかで部内で使うときには基本的にカラーコピーは使わないとか、そういうこととしてこういうことを言っているということです。ですから、国民向けに何かやる時にわかりやすくという意味でカラーにするとか、そういうことまで排除している趣旨ではなくて、あくまでも事務的に内部でやる場合には、こういうカラーコピーの抑制とか、不必要なカラーにしないという趣旨でございませう。

【森田座長】 どうぞ。

【土井委員】 2点ほど教えていただきたいのですが、今ご説明いただいた2ページ目の第2項のところ項目が4つあって、4番目の政策の棚卸しによって支出の削減40億円と言われていたんですけども、ちょっと意味がわからなくて、政策を棚卸したら何で40億円減るのかという、そのロジックがわからなかったんですけども。

【官房会計課長】 これは、21年度の予算要求の段階で、大臣のご指示もあって、省内に政策棚卸しのためのプロジェクトチームをつくりました。これは、若手の企画官クラスとかを集めて、そこでこれまでやっているそれぞれの政策を見直して、一定期間、3年とか5年を経過して、既にその役割は終

えているのではないかとか、そういったものをそのプロジェクトチームで検討して、そういうものを予算要求の段階でやめるとか、別なものにかえていくとか、そういったことによって削減されたものがここで40億という数字として出てきたということでございます。

【森田座長】 よろしいですか。もう一つ。どうぞ。

【土井委員】 電機メーカーは今、固定費削減ということでいろいろな施策をやっているのですが、調達を他の省庁と一緒にまとめてやりますといったことが書かれているんですが、それは、例えば電子化することで、ある個数まとまったらやるとか、そういう電子化も含めたところで考えられているのでしょうか。

【官房会計課長】 電子化は、政府全体としての電子政府の中で、最適化計画の中でそういったものも今念頭に置いて検討はしているんですけども、なかなか政府全体として統一的なシステムをつくるのに時間がかかるということがありまして、これはとりあえずできるところからということで、我々は財務省とか経産省と一緒にできるものは統一単価で調達するとか、そういうところからやっているということです。旅費などもそうですけれども、政府全体としてのシステムを開発して、そういう最適なもので共通にやれるものはやるということで、今、政府全体としては努力しているというところでございます。

【土井委員】 ぜひ、ITを活用して経費を削減していただければと思います。

【森田座長】 他にいかがでしょうか。梅田さん、よろしいですか。

【梅田委員】 もういいです。

【森田座長】 それでは、これにつきまして、事務局のほうからも何かご発言はございますでしょうか。

【竹井政策評価広報課長】 特にございませぬ。

【森田座長】 よろしいですか。特にないようでしたら、一応これまでご発言も出そろったと思いますので、総務省におかれましては、今日この場で出ましたご議論とか皆様からいただいたご意見を十分に踏まえまして、評価書の作成及び行政支出総点検の取り組みに当たっていただきたいと思いますので、私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議題につきまして、今日出ましたご意見の他にご意見がございましたら、後日でも結構ですので、事務局のほうにご連絡いただければと思ひます。

繰り返しになるかも知れませんが、私は、先ほど申し上げましたように、まだ評価の手法について工夫の余地があると思ひます。また、評価そのものも効率化するというのは無駄を省くことになるという気もいたしますので、その辺について、ぜひ工夫をしていただければと思ひております。

それでは、議論はこのあたりにしたいと思ひます。

竹井課長のほうにお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【竹井政策評価広報課長】 本日は長時間にわたりまして活発なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは最後に、政策評価審議官の竹澤から一言ごあいさつさせていただきたいと存じます。

【竹澤政策評価審議官】 本日は大変長時間にわたりまして貴重なお時間を頂戴しご議論賜りまして、ありがとうございました。

私にとって、この会議はとても緊張する会議でございまして、資料を十分精読して臨んでおりますけれども、自分自身、まだまだ見落とししている点があるなということを今日非常に感じております。

今日、私は3点に整理してごあいさつを申し上げたいと思います。まず1点目は、今日の有益なご指摘の点でございます。例えば、施策の推進をエンカレッジするための指標を盛り込んでどうか、あるいは指標自体の信頼度や記述の信頼性という点、それから国民にわかりやすく資料をつくるべしという点、これはそれぞれ非常に大事なご指摘と思っております、国民にわかりやすくと観点から、この会議で先生方に見ていただいているわけですから、先生方にこの場で見えただく資料もきちんと工夫をして、よりよいものにしていきたいと思っております。

2点目は、私どものこれからの作業でございませけれども、率直に申しまして、今日の各原局・原課からの説明で十分でない点もあることは私自身も感じておりますので、これから原局と政策評価部局との間でやりとりをして深めていきたいと思っております。それから、評価書の書き方について、特に課題の記述と評価の記述を区分けすることによってより信頼度を高めるという点は非常に大事だと思しますので、肝に銘じてやってまいりたいと思います。

それから、3点目でございませけれども、先ほど座長からお話のありました地方公共団体の合併を例にした政策評価自体の在り方についてのご指摘は、なかなか大きな問題でございませるので、ここはちょっとお時間をちょうだいして、私どももよく考えてまいりたいと思っております。

ほんとうに今日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。心より御礼申し上げます。

【竹井政策評価広報課長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の有識者会議を閉会させていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

議事要旨及び議事録につきましては、事務局で作業させていただきます。各委員にはご確認等をお願いすることとなるかと思っておりますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、席上の資料のうち、資料2と3につきましては評価途中段階の資料でございませるので、取扱注意でよろしくお願いいたします。郵送のご希望がございましたら、1枚紙の「資料の取り扱いについて」

にご記入いただきましたら、事務局で郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

【森田座長】 どうもありがとうございました。